

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	行政財産目的外使用料の減免		
根拠法令及び条項	那覇市行政財産目的外使用料条例第4条、本庁舎における食堂及び売店の使用料の徴収に関する規則第4条、那覇市公有財産規則第35条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	<b>【内容】</b> (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 那覇市行政財産目的外使用料条例4条 別紙のとおり 本庁舎における食堂及び売店の使用料の徴収に関する規則4条 別紙のとおり 那覇市公有財産規則第35条 別紙のとおり		
審査基準 設定年月日	年 月 日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(申請があった日の翌日から起算して30日以内) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	平成26年 12月 25日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	総務部 管財課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

## 【別紙】

### 那覇市行政財産目的外使用料条例4条

#### (減免)

第4条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は使用料を減免することができる。

- (1) 主として市の職員を構成員とする団体がその事務所のため、又はその構成員の研修若しくは福利厚生 of 事業を行うために使用するとき。
- (2) 他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため使用するとき。
- (3) 地震、火災、水害等の災害により行政財産を応急収容施設として短期間使用させるとき。
- (4) 市の委託を受けた者がその事業の執行のため使用するとき。
- (5) 行政財産の使用許可を受けた者(公共団体及び公共的団体を除く。)が、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため使用すると認められるとき。

### 本庁舎における食堂及び売店の使用料の徴収に関する規則4条

#### (使用料の減免)

第4条 前条の規定にかかわらず、食堂(共有部分を除く。第6条において同じ。)及び売店については、条例第4条第1号の規定による場合で市長が認めたときは、前条で算定した額の10分の7に相当する額を減額し、共有部分については免除とする。

2 使用料の減免を受けようとする者は、事前に市長に申請し、承認を得なければならない。

### 那覇市公有財産規則

#### (使用料の減免等)

第35条 条例第2条の規定により使用料を分割納入し、又は条例第4条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、行政財産使用料分割(減免)申請書により市長に申請しなければならない。